

事業報告書

第3期（平成24年度）

〔 自 平成24年4月 1日
至 平成25年3月31日 〕



公立大学法人 岐阜県立看護大学

I 法人概要

1 法人の現況

- (1) 法人名
公立大学法人岐阜県立看護大学
- (2) 所在地
岐阜県羽島市江吉良町3047番地1
- (3) 設立年月日
平成22年4月1日
- (4) 役員の状況
理事長 小西 美智子
理事 黒江 ゆり子
理事 北山 三津子
理事 佐藤 昭三
理事（非常勤）岡安 賢二
監事 芝 英則
監事 安達 和平
- (5) 組織図
別紙のとおり
- (6) 職員数（平成24年5月1日現在の教員・事務職員数）
教員 50名（学長含む。） 事務職員 27名

2 法人の基本的な目標

(1) 中期目標の前文

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための路を拓いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績をさらに発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、看護職としての責任を遂行できる人材を育成するとともに、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核とした看護学にかかる生涯学習を推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努める。

(2) その他法人の特徴として記載すべき事項

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点をおき、人材育成を主眼としている。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化している。これらに対応するためには、単に技術や知識を身につけるだけでなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求めら

れている。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科のめざすところである。

本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県下の看護職とともに、現地に出向いて共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担う。岐阜県下の看護サービスの向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

3 設置する大学の概要

(1) 名称

岐阜県立看護大学

(2) 看護学部看護学科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追求する。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指している。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授する。これからの看護専門職には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を発揮できる能力が求められる。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視する。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行う。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追求し、看護実践にかかる研究活動を活発に行う。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組み込まれている。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入り口を確実に導く。

イ 教育目標

本学で育成しようとする看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人である。

そのため、次の能力の育成を目指す。

- ・看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- ・生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ・看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- ・保健・医療・福祉等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

- ・看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を高め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

(3) 看護学研究科の教育理念・目標

ア 教育理念

看護の諸活動は、人々の生活の営みを健康生活の面から支えるものであり、その中心的課題は人権尊重に基づく自立的問題解決への支援である。この支援では、常に看護サービス利用者中心のあり方が基本となる。

本研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指している。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としている。

イ 教育目標

(ア) 博士前期課程

看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成を目指している。そのため、看護実践の現場において利用者の多種多様なニーズを適確に捉え、利用者中心のケアを確実に導くことができることを重視している。

これらの看護職者は、同時に看護実践の特質を踏まえた看護学教育にも関与でき、現職者の看護生涯学習支援に貢献できる人材であり、下記の能力を有する看護の実践的指導者である。

- ・専門性の高い看護実践を遂行する能力
- ・看護の質の充実に向けた改革を実行する能力
- ・多様な関係者の中で、ケア充実に向けた調整・管理をする能力
- ・総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力
- ・各種の専門領域で、後輩の指導を担う能力

(イ) 博士後期課程

看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる看護職者を育成する。

具体的には、まず大学・大学院における教員として、看護実践の特質を踏まえた教育研究活動を実施できる人の育成である。次に、看護実践現場において必要な人材として、複雑な要因が絡む看護実践の改革を組織的に指導できる実践研究指導者の育成である。

そのために、下記の能力を培う。

- ・保健・医療・福祉施設など、看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力
- ・県域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力
- ・利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力
- ・看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育(基礎教育)や大学院教育を実施できる能力

(4) 沿革

平成12年4月 岐阜県立看護大学開学

平成16年4月 看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設

平成18年4月 看護学研究科看護学専攻（博士課程）開設

平成22年4月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

(5) 学生の状況（平成24年5月1日現在の学部学生・大学院学生数）

看護学部 324名

看護学研究科 42名

(6) その他

平成20年4月に看護学研究科専門看護師コース（慢性看護、小児看護、がん看護）を開講した。大学院博士前期課程に専門看護師コースの平成23年回修了生3名が専門看護師認定審査に合格し、本学修了者の専門看護師は5名（慢性看護1名、小児看護2名、がん看護2名）となった。

II 事業実績

【全体的な状況】

1 大学の教育研究等の質の向上の状況

看護学科の教育は保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、平成24年度から文部科学省に承認された新カリキュラムでの教育を開始した。また検討してきた「看護学統合演習」を4年次必修科目として開講した。これに伴って教員の学士課程における看護学教育の能力向上を目指した、看護学学士課程教育に関するFD研修会を開催した。教養科目「体験型プログラム」の必修科目とし、「全国障がい者スポーツ大会〔ぎふ清流大会〕ボランティア」科目を単年度開講科目として位置付け、4年生全員が履修し、障がい者スポーツ大会〔ぎふ清流大会〕にボランティアとして参加し、学生の社会性を育成した。授業評価の学生への公開は専門科目に引き続いて、専任教員が担当する教養科目及び専門関連科目について公開した。シラバス（授業計画）への成績評価方法の明記及び成績評価に関するFD研修会を開催し、学生が自主的に学修を推進できるシラバス（授業計画）検討と学生の学修を支援できる教員の育成を目指した。

大学院看護学研究科博士前期課程及び後期課程を担当する教員の要件を明確にし、さらに修士学位授与指針、博士学位授与指針を検討し、大学院生の学修及びそれぞれ所属する看護実践現場の改革・改善を研究的に取り組み修士論文・課題研究、博士論文を完成させる過程を明確にして、大学院における看護学教育・研究の質の向上をめざした。さらに看護学研究科博士前期課程修了時に学生、学生の同僚と上司の3者から看護実践研究に対する評価内容を、看護研究指導方法の改善及び教育体制の充実に繋げていくことを推進した。

教員の研究教育能力の育成・活動方法についても検討し、教員の看護系大学院博士前期課程及び博士後期課程への進学を支援し、本学を含め、看護系大学院博士前期課程には5名の教員が、博士後期課程には7名の教員が就学している。文部科学省科学研究費補助金は平成24年度は申請した11件のうち4件が採択されたことにより、教員の13名（26%）が科学研究費助成事業の研究代表者となった。本学紀要への掲載論文数は原著4編で計11編となり質量ともに増加した。また紀要に本年度より大学院修了者が修士論文を指導教員と共著で投稿できる制度を設け

5編が掲載された。関連する専門領域の学会学術集会への発表演題数は国内学会が36編、海外の国際学術集会での発表が5編あった。1名が平成24年度の海外研修支援制度を活用して海外の学術集会で発表した。

本学は岐阜県内看護職者の生涯学習支援拠点としての役割を重視し、本学教員と現場看護職者が対等な立場で看護実践の改善・工夫・改革を目指す共同研究事業を開学以来推進し、20課題について「共同研究報告と討論の会」を開催し150名の看護職者の参加を得た。その報告書は冊子とホームページにPDF公開しており、平成24年度はパブリックコメントを求めた。岐阜県看護実践交流会会員への研究支援は14課題について行い、各課題ごとに教員2名が支援した。岐阜県内で就職している本学卒業者の看護実践能力の育成を支援するために、平成24年から「卒業生研究支援事業」を開始し、3名（助産師、保健師、養護教諭）に助成金支給と指導教員2名をそれぞれ選出し、看護実践改善研究を支援した。本学卒業生への生涯学習支援として新卒者・新卒2年者の交流会、看護実践を語る会をそれぞれ2回開催し、教員を含めて小グループで意見交換し、看護実践活動の継続と進展を支援した。看護実践研究指導事業は、県内看護職者を対象に、継続3課題と新規3課題で計6課題について講演・ワークショップ・グループワークを行った。その結果岐阜県内の保健・医療・福祉機関で就業している看護師、保健師、助産師の看護実践活動に関する研修プログラムとなり、看護の質向上に貢献できた。

岐阜地域の医療保健に関わる課題について、看護学、医学、薬学、歯学、獣医学、リハビリテーション学等が連携してチームで支援する取り組みを進め、その成果を学生の学修環境にも反映させ、幅広い視野を持った専門職の育成を図ることを目的に、岐阜大学、岐阜薬科大学、朝日大学、岐阜医療科学大学と「岐阜医療系大学連携推進協議会」を10月に設置し、教育・研究の質向上を目指している。

2 業務運営の改善及び効率化の状況

法人移行後3年目を迎え、基盤作りを進める中で課題も少しずつではあるが明らかになってきていることから基盤作りと課題克服を平行しながら進めている状況にある。

業務運営については、法人運営の体制が定着しつつあり、それにより法人と教学組織である大学の二つの歯車がゆっくりとはあるが、噛み合いながら進んでいる。審議会や対策会議の設置とともに、その役割も概ね順調に果たされている。教授会との連携も特別問題なく進められており、一体として運営が行われている。同時にそこに参加している学外者の視点や専門家による内部監査により、業務運営の適正化も確実に担保されている状況にある。

人事に関しては、事務職員のプロパー化について、平成24年度は2名採用することで県からの派遣職員2名の解消に努めた。さらに、平成25年度に向けて1名のプロパー職員の採用試験等を実施した。今後も県職員の派遣解消に努めることとしている。また、プロパー職員の採用を行うことと併せて、職員の研修を制度化し新規採用職員に対して実施した。少人数体制の事務局にあつていかに効果的な人材育成を図っていくかは、今後とも本学の重要なテーマであり、喫緊の課題でもある。

教員に関する人事の確保については、特に全国的にもまだ不足している看護系教員については単なる情報収集にとどまらず多面的に情報収集を行い優秀な人材確保に努めている。平成24年度は前年度で退職した教員の補充に合わせて6名の教員を採用した。本学は第10期目の卒業者を輩出したところであり、卒業生が本学の助教としても勤務するようになり人材育成のいい意味

での循環が始まっている。

優秀な教員の確保には働きやすい環境整備が必要であり、今後も裁量労働制を始めとする研究環境や執務環境の整備にも努めていく必要がある。

事務の改善、効率化については恒常的に取り組むべき課題となっている。平成23年度から取り組みを行っている各業務の個別マニュアルの作成や手引きの作成なども継続して行っており日常的な業務についての基礎的な知識や処理について誰もが容易に取り組めるように図った。これについては今後も積極的に取り組み、業務のマニュアル化を進め事務の効率化を図っていくこととしている。

危機管理については、災害発生時における体制整備の一環として安否確認訓練を職員と4年次生に対して試行を兼ねて実施するとともに、平成23年度から2年計画で整備をしてきた災害時の備蓄品については予定通りの整備が完了した。また、職員向けの情報セキュリティ研修については、外部講師を招いて日頃の意識向上を図るための啓発を行った。なお、感染症等の健康危機管理への対応については、特別な発生事例はなかったが、これまでと同様情報を全学で共有し、早急の対応ができる体制で臨んでいる。

3 財務内容の改善の状況

本学は学生数も少なく自己財源の主たる柱となる授業料等の収入が限られている中で、可能な限りその他の自己財源の確保に努めている。中でも文部科学省科学研究費補助金については、特に若手教員の挑戦を支援していくため学内において研修会を開催し、獲得に向けた取り組みを行っている。また外部の研究助成団体の情報を収集し随時教員向けにその情報を提供している。なお、大きな成果とは言えないものの、資金運用については、平成24年度は前年度の資金の動向を把握し運用を一本化してまとめた、複数年契約による経費の節減実施、電力量の毎月公表による節電意識の向上等によりきめ細かい経費節減の対策を実行した。

いずれにしろ、財務状況の健全化を維持するため、年度当初には予算編成方針や執行方針を周知するなど全学レベルで本学の財務体質の特質を理解し共通認識を持てるよう図っており、そうした努力を積み重ね、それにより生ずる剰余金や帰属意識の向上によりさらに大学全体の改善が進められるよう循環システムを定着化していくことを目指していく。

4 自己点検・評価及び情報提供の状況

法人と教学組織としての大学においてそれぞれの平成24年度の活動について自己点検・評価を実施し、次年度以降の改善に向けた取り組みを明らかにした。それとともに平成22年度及び平成23年度の2年間の自己点検・評価結果をまとめた報告書を作成した。

なお、これまで報告書としてまとめるのを隔年で行っていたが、単年度での作成は内容をまとめやすく、一方でこれまで報告書作成の段階で再度文章を合体させることは事務的にも新たな負担となっていたことから、平成25年度の自己点検・評価から単年度毎に報告書としてまとめるよう改善することとした。

平成22年度に実施された外部認証機関である（財）大学基準協会の大学評価において特に意見は付されなかったが、助言として受けた事項のうち、取り組みが望まれた学生の授業評価結果の公表についてはこれまでの教育方法の改善への反映にとどまらず公表を行い、また看護学研究科における担当教員の選考に関する内規等の定めについては文書化を行い、それぞれ助言に沿っ

た改善を実施した。

大学の活動の情報提供については、すでに規則で定められた内容の公開や大学の成果物についてホームページ等で公表し大学の姿について明らかにしている。なお、ホームページは重要な広報の手段であることから次年度以降において全面的に改築し外部者が一層容易に利用できるような便宜を図っていくこととしている。

5 その他業務運営に関する状況

平成23年度において作成した施設設備の中期修繕計画に基づき、平成25年度計画された入退室管理システムの更新について県に対して予算要求を行い承認された。なお、平成24年度から大学施設の日常点検について毎年1回行い、危険箇所や修繕対象となる箇所等について写真等で記録し報告書としてまとめ、施設の安全管理を徹底することとした。

図書館については、岐阜県における看護の専門図書館としてこれまで充実を図ってきているが、収蔵能力に限りがあることから適切に運営できるよう中期的な収蔵計画を策定した。

倫理に関しては、これまで研究倫理審査やハラスメント、情報の取り扱いに関する研修会などに取り組んできたが、平成24年度は教職員を対象に特に利益相反に関して専門家を講師とした研修会を実施するとともに、利益相反に関する諸規程を検討した。

環境対策については、大学の環境方針を作成し、大学が環境保全への取り組みについての基本的な考え方を示した。

【特記事項】

<大学の教育研究等の質の向上の状況>

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)看護学部看護学科

平成24年度は、前年度において保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布（平成23年1月）に伴い保健師教育科目名の一部変更について申請し、承認されたカリキュラムの運用を開始するとともに、平成21年度に新設した「看護学統合演習」（4年次配当科目）を開講し、これまで試行・準備をすすめてきた内容を基盤に、卒業時の看護実践能力の到達目標に基づく自己評価、教員による到達度の確認、卒業時まで強化すべき課題の明確化、課題をふまえた学習の充実のための計画立案と実施等を含め、全学的取組体制のもとに実施した。実施に際しては、学生各自が主体的に学修を深めることができるように各教員が学修支援を行った。また、本学学生の特性に合わせた看護学概論（1年次配当科目）のあり方と展開方法についての前年度の検討をふまえ、各領域において具体的な展開方法を工夫して実施するとともに、学生の意見により効果を確認し、学生が各自の体験に基づき討議することにより、看護実践活動の特徴と機能についての学びを拓ける機会となっていることの重要性を共有した。

さらに、教養科目及び専門関連科目においては、生涯にわたり自己の生き方を追究する力と幅広い視野で学際的な知を活用する基礎力を培うことを目指し、高い専門性と独自性を有する非常勤講師を含めた教員による教育を継続実施した。同時に、非常勤講師による科目においては、教養・専門関連科目運営委員会及び学内担当教員によるサポート体制を継続実施し、教育内容の検討及び学生の学修支援を協働で行うことにより、学生の学修支援の質向上を図った。特に、平成24年度は第12回全国障がい者スポーツ大会〔ぎふ清流大会〕の開催年であることから、本学

科は学生が当該スポーツ大会にボランティアとして参加できるように前年度より準備に着手した。「全国障がい者スポーツ大会〔ぎふ清流大会〕ボランティア」科目を教養科目の体験型プログラムの一つに位置づけて開講し、障害者スポーツ概論、ノーマライゼーションの理念と現状、障がいのある人への理解と支援、ボランティア体験等を含め体系的に教育内容を構成し実施した。ボランティア体験においては、10月12日～15日までの4日間（選手団の公式練習、開会式、競技、閉会式）を体験日程とし、4年次生（79名）が選手団サポートボランティアとして活動を実施した。当該科目は、「サポートボランティアの実践を通して、スポーツの楽しさと人々との交流の意義を実感し、障がい者スポーツの意義、障がい者の社会参加の推進や自立支援のあり方について学ぶ」ことを目指したものであるが、履修学生はこれらの目的を理解し、障がい者の社会参加のあり方について理解を深めるとともに人々との交流の意義を実感するものとなった。

上記の内容を含む大学の教育研究の質向上のためには、教職員の能力向上が必須であり、本学科におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、教員の専門領域にとどまらず、本学教員として大学全体への視野をもって主体的に考え行動するための教育能力の開発を目指している。そのため、教員の希望を踏まえた研修会の設定、専任教員が教養・専門関連科目の学内担当教員として授業運営に携わる体制、看護実践の改革につながる共同研究方法の検討会等多様な取組を組織的かつ継続的に実施している。平成24年度は、大学教育に関する研修会、初年次教育に関する学外交流報告会及び学生生活支援に関する研修会等を含めた活動を促進的に行った。

(2) 大学院看護学研究科

平成24年度は、博士前期課程13名が修了した。このうち3名は、専門看護師コースの修了者（小児看護1名、がん看護2名）であり、所属施設で就業しながら、専門看護師認定審査の受験に向けて日々研鑽している。

平成23年度に専門看護師コースを修了した3名に対しては、専門看護師認定審査に向けて指導教員が中心となって相談・支援を行った。その結果、3名とも合格し、本学修了者の専門看護師は5名（慢性看護1名、小児看護2名、がん看護2名）となった。

日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準の改訂に伴い、本研究科の教育目標である看護実践の場で活躍する専門性の高い人材の育成に向けて、教育課程を見直し充実させるために、平成25年度から臨床薬理学を開講することを決定し準備を整えた。

本研究科の博士前期課程の教育目標は、看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力の育成であり、平成18年度からFD研修会を継続実施し、四領域に共通した修士論文（専門看護師コースにあっては課題研究レポート）の指導方法の開発に取り組んできている。修了時に実施している学生・同僚・上司による評価（三者評価）結果では、概ね博士前期課程の教育目標に合致した人材育成ができていたことが確認できた。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教員が自己の専門性を深めると同時に、その成果が学部・大学院教育方法の開発に連動するように、研究活動は個人及び領域単位に、主体的・計画的に行うことを推進した。研究基盤づくりの一つとして文部科学省科学研究費補助金申請に向けたFDを2回実施し、さらに科研申請者は研究計画書を領域教授及び領域責任教授の指導を受け、次に学長、学部長が申請書の内容を確認し、個別の面談により最終指導を行った。平成24年度は前年度に新規申請した11件のうち4

件が採択されたことにより、教員の26%（13名：新規4名、継続9名）が科学研究費助成事業の研究代表者となった。研究成果を適切な方法で公表して外部評価を受けることができる機会として、本学紀要、関連する学術集会及び専門分野の学会誌への投稿があり、本学紀要への掲載論文数は原著が4編で計11編となり昨年より質量ともに増加した。また紀要に本学教員の博士論文や修士論文の掲載は従来から実施されているが、本年度より看護実践機関で就業している本学大学院修了者が修士論文を指導教員の指導を再度得ながら、共著で投稿できる制度を設け5編が掲載された。関連する専門領域の学会学術集会への発表演題数は国内学会が36編、海外の国際学術集会での発表が5編あり、1名が平成24年度の海外研修支援制度を活用した。今後学術集会での報告論文が、紀要をはじめ学会誌に投稿することが求められる。共同研究事業の20看護課題はすべて研究倫理審査部会の審査を経て進めており、共同研究する看護職者の職場は医療・保健・福祉・教育機関と岐阜県内の多くの分野に及んでおり、職種も看護師・保健師・助産師・養護教諭と多様であり、教員は研究的に取り組む過程で、看護実践課題への解決能力の向上と教育能力向上の発展に連なっていると言える。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

看護人材育成の拠点として学部卒業生の就業定着を支援するために、「新卒者1年目・2年目交流会」、「看護実践を語る会」をそれぞれ年2回開催した。また岐阜県内で就職している本学卒業生の看護実践能力の育成を支援するために、平成24年から「卒業生研究支援事業」を開始し、応募のあった3名（助産師、保健師、養護教諭）に上限10万円の助成金支給と指導教員2名ずつを選し、看護実践改善研究を推進した。また学部卒業生及び大学院修了者が比較的多く就業している県内4医療機関において看護部管理者と卒業生、学長、学部長、研究科長及び看護学領域責任教授と、それぞれの看護実践活動の状況と今後の看護実践の改革・改善を推進する課題及び本学が実施している生涯学習支援の活用に関する課題とその改善策について共有し、今後一緒に取り組む体制について意見交換した。

岐阜県看護職者が看護実践改革・改善に活かせるように、6つの看護実践研究指導事業を行った。飛騨圏域の訪問看護ステーション及び医療機関に就業している訪問看護師を対象に「地域における訪問看護ステーションの活動を充実発展させるために」というワークショップを行い参加者27名があった。飛騨地域と岐阜地域において助産師・保健師を対象に「助産師の専門性を高める研修プログラムの開発」に関する研修会を開催し参加者は37名であった。市町村保健師及び保健所保健師を対象に岐阜県5圏域において「管理的立場にある保健師の抱える課題に基づく保健師管理者研修プログラムの開発」を目的に、県保健医療課と協働で検討会を開催し参加者は43名であった。保健・医療・福祉機関において看護実践の改善・改革を研究的に取り組む研究環境を推進するために、岐阜県保健・医療・福祉機関において指導的に教育・研究を推進している中堅以上看護職を対象に、「看護現場における看護実践の改善・改革を推進する看護研究の支援方法の開発」をテーマに大学で2回事例報告とグループワークを開催し、37施設から57名の参加者があった。県内医療機関の看護職者を対象に、「利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」に関する研修会（講義とグループワーク）を県医療整備課と協働で行い46名の参加者があった。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

平成24年度は、改正された保健師助産師看護師学校養成所指定規則を基に、本学の学士課程教育として承認されたカリキュラムの運用を開始することから、7月に「本学の教育理念を具現化するための学士課程教育のあり方」として学長が講義しその後グループワークを行い、全員で看護学学士課程教育の特徴を共有した。9月には「実習における実践と理論の統合」「学習に関わる基礎能力の向上のための教員のかかわり」のグループワークを行い学生教育の方法についてのFD活動を行った。12月には教務委員会から提示された「成績評価に関する課題と改善策」についてグループワークを行い、成績評価の目的と方法を全教員で共有した。教員が専門科目である看護学の基盤となる専門関連科目に関する学生の学びを理解して、本学の教育目標を効果的に達成できるように、主に非常勤講師が担当している専門関連科目である「人体・治療学」4科目と「生活学」4科目について、専門関連科目の学内担当教員が学生の学びに関わる状況と問題点及び学習へのオリエンテーションについて、概要の説明、教授内容・状況と課題を説明し、共有した。このように全教員を対象に計画的に、必要な課題についてFD活動を行い、教員の教育能力を研鑽している。

大学基準協会の認証評価を受けた際の助言に基づき、大学院研究科博士前期課程の授業担当教員と研究指導教員の要件、博士後期課程の授業担当教員と研究指導教員の要件について「研究科の授業を担当する教員の要件に関する申し合わせ」を作成し、教育の質向上を目指した教員の研究教育指導能力の質を担保した。

看護学科の教育を担当する教員の教育・研究能力の質を担保するために、教員には看護学系の修士号及び博士号を修得するように、本学の大学院及び他看護系大学院への就学を指導し支援した。平成24年度は本学大学院博士前期課程には4名の教員が、博士後期課程には3名の教員が就学している。他看護系大学院博士前期課程には1名の教員が、博士後期課程には4名の教員が就学している。これらの教員の就学と教育活動が両立するように全学的に支援した。

<業務運営の改善及び効率化の状況>

1 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) プロパー職員採用試験の実施

プロパー職員採用計画に基づき、法人化後2回目の事務局職員採用試験を実施した。試験実施にあたっては、昨年度の検証を行い、試験実施日の前倒しやグループ討論による評価を加えるなど試験実施内容の見直しを行った。

第1次試験 平成24年5月27日(日) 教養試験及び論文試験

第2次試験 平成24年6月17日(日) 適性試験、口述試験及びグループ討論

第3次試験 平成24年7月8日(日) 口述試験

なお、平成24年度時におけるプロパー職員採用計画は次のとおり。

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	計
採用人数	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	12

2 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 労働関係法令改正動向の把握

平成24年度に改正のあった労働関係法（労働契約法、障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法）の情報を収集するため、下記説明会等に職員を参加させて、改正内容の把握に努めるとも

に、必要な法人規程を改正し、法改正に適切に対応した。

- ・改正労働契約法説明会（公立大学協会、10/18）
- ・労働契約解説セミナー（厚労省委託事業、10/29）
- ・障害者法定雇用率引上説明会（岐阜労働局、11/12）
- ・改正高年齢者雇用安定法説明会（岐阜労働局、12/19）
- ・労働者管理セミナー（厚労省委託事業、1/16）
- ・改正労働契約法説明会（岐阜労働局、1/24）

(2) スタートアップ研修の実施

プロパー職員の育成及び事務局職員の資質向上を目指し、新規に採用する事務局職員に対して、契約職員を含む全事務局職員が講師となって、法人及び大学の主要な業務の概要を説明する「スタートアップ研修」制度を平成24年度から実施した。

講師（事務局職員及び契約職員16名）

研修期間 平成24年4月から6月までの11日間

研修時間 11時間

(3) 事務局職員復命研修の実施

事務局職員の研修効果の向上や研修内容の共有を図るために、復命研修を実施した。

- ・第1回復命研修開催日 平成24年8月21日（火） 4研修課題 受講者21名
- ・第2回復命研修開催日 平成25年2月26日（火）、27日（水）
7研修課題 受講者27名（全員参加）

3 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 災害用備蓄品の整備

災害時の本学学生や職員の避難に備えて、羽島市が避難所を設置して救援物資が確保されるまでの間、学生及び職員300人を想定し、平成23年度、24年度の2年間で備蓄品を整備した。

【備蓄品リスト】

品目	規格等	個数	計
非常用保存水	2リットル×6本入り(5年可)	150	900
紙コップ	180cc(100個)	9	900
非常食(乾パン)	5年保存用(5食×8缶入り)	15	120
非常食(クラッカー)	5年保存用(26枚入り×35パック×2缶)	2	1820
簡易トイレ	500回分	9	4500
吊り下げ式簡易手洗器	カラン付き	10	10
手洗器用スタンド		10	10
生理用品	30個入り	40	1200
ティッシュ	5箱	200	1000

タオル	バスタオル	50	50
タオル	普通タオル	60	300
毛布	1.6キロタイプ (10枚入)	10	100
ゴミ袋	90リットル×100枚入り	2	200
ポリバケツ	容量 10リットル	20	20
ひしゃく		20	20
発電式懐中電灯	ラジオ、携帯充電機能付き	50	50

(2) 安否確認の試行実施

教職員及び学生に関する安否確認を試行的にて実施し、今後の安否確認体制整備に向けて取組を行った。なお、終了後はアンケート調査を実施、未回答理由や回答遅延理由について分析を行い、課題の洗い出しを行った。

<財務内容の改善の状況>

1 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 受益者負担に係る取組

○平成22年度

<学生一人一人が印刷用紙を大事に使うことをめざした新たな試行>

学生に印刷用紙を準備させる検討を行った。(平成23年4月から試行的実施)

場所：マルチメディア教室、就職進路対策室、食堂、図書館2F、各演習室

○平成23年度

後期セメスターからマルチメディア教室での印刷に限り、大学が印刷用紙を準備するが、印刷にあたっては上限を設定した。その他の施設等では従前どおり学生が準備することとした。

上限 1～3年次生：100枚、4年次生：200枚

○平成24年度

教養科目「森林文化体験セミナー」を履修した学生に対して、他の体験型プログラムとの均衡を図るため、交通費及びクラフト代について履修学生に負担を求めた。

<その他業務運営に関する状況>

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

(1) 大学施設の点検

大学の施設状況について、担当職員による日常点検を実施し調査結果報告書をまとめた。

この報告書は、施設等管理対策会議で報告され、次年度に向けた修繕項目の検討時に活用した。

なお、この点検については、今後毎年定期点検として実施していくこととした。

2 倫理に関する目標を達成するための措置

(1) 人権・倫理に関する取組状況

本学では健全な教育研究活動を推進するため、公立大学法人移行後も人権及び倫理に関して意識的な取り組みを行っている。

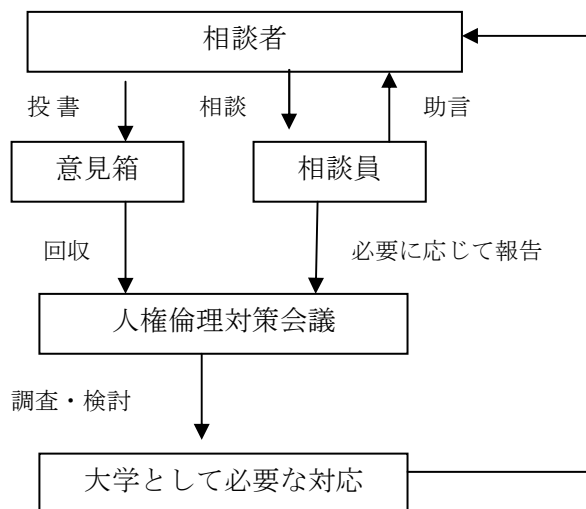
本学における人権・倫理問題に対応する組織としては、法人においては人権倫理対策会議を、教学組織としての大学においてはキャンパスハラスメント防止対策部会や研究倫理審査部会を設置している。人権・倫理に関する大学を含む法人全体としての方針作成や問題解決への最終的な決定については対策会議がその役割を担い、部会は教学組織のなかで会議の方針に基づき、部会毎の目的に応じ役割を担い、実行している。

対策会議の役割は以下のとおりである。

- ①キャンパスハラスメントを始めとする各種ハラスメントの啓発
- ②教職員及び学生に対するハラスメント研修の実施
- ③人権・倫理に関し誰でも意見が提出できる環境づくりのための意見箱の活用
- ④ハラスメントに対する学外相談員の検討
- ⑤研究倫理に関する認識を深める環境作り
- ⑥利益相反の方針の策定

<参考>

ハラスメント相談フロー



(2) 利益相反に関する研修会

教員及び事務職員を対象とした利益相反に関する研修会を開催し、利益相反に関するマネジメント等について理解を深めるとともに、本学における利益相反に関する規程等の作成に繋がった。

開催日 平成24年12月17日（月）

テーマ：「利益相反マネジメントの概要について」（講師：公認会計士）

参加者：62名（教員44名、事務職員18名）

【事業の実施状況】

<大学の教育研究等の質の向上の状況>

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の育成

ア 看護学部看護学科の教育

- (ア) 新設した「看護学統合演習」を4年次に開講し、卒業時到達目標に基づく到達度評価を実施した。
- (イ) 授業科目別に授業担当教員が、当該年度の改善事項、次年度改善計画、他の科目との関連での充実・精選・効果的な方法についてまとめ、教授会で周知し改善する体制を継続実施した。また、学生による授業評価の結果（客観的指標による項目）に教員によるコメントを付して掲示にて公表する方法を実施した。
- (ウ) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴って平成23年度に承認を得たカリキュラムを運用した。
- (エ) 1年次1 Semesterにおける4領域看護学概論学外演習において、学生が社会における看護の役割と特性について深めることができるように各領域の特性に基づく学内グループワークの展開方法を実施した。授業展開方法についての学生の思考過程を把握し、課題について検討した。
- (オ) 看護職者として主体的な自己を高めるための教養科目の在り方を教養専門関連科目運営委員会及び教務委員会が協働で検討し、教養科目（コミュニケーション論、ジェンダー論）の配当 Semester を4年次から3年次配当に変更し、次年度開講に向けた準備を行った。
- (カ) 卒業研究を通して学生がどのように看護実践上の課題を把握し、改善への取り組みを企画しているかに関する思考過程の確認方法について教務委員会が方法案を作成し、教授会にて検討し決定した。平成24年度卒業研究履修学生の思考過程について、学生が取り上げた看護実践上の課題（研究課題）、研究課題決定までのプロセス、実施した看護実践活動と用いた研究データ、研究課題に基づく看護実践活動を通して得た学生の学び、研究計画作成における教員による指導の焦点、看護実践における教員指導の焦点、及び論文作成における教員指導の焦点に関して、1月の時点で各担当教員が明確化し、当該資料に基づき指導方法について検討した。

イ 大学院看護学研究科の教育

- (ア) 1年次における特別研究指導として、領域を超えた協働授業を7月及び11月に継続実施した。また、協働授業に対する教員の実施評価に加えて、学生の授業評価を追加実施し、その結果を基にFD研修会において、1年次における研究指導体制を共有し、協働授業の進め方を明確にした。
- (イ) 博士前期課程の学位授与方針を作成し、平成25年度に研究科委員会における検討を経て学生便覧に明記することとした。
- (ウ) 博士後期課程の学位授与方針を作成し、平成25年度に研究科委員会における検討を経て学生便覧に明記することとした。
- (エ) 看護実践研究指導を検討するFD研修会を行い、学士課程卒業者の特徴及び指導方法の工夫点等の指導の現状を共有し、引き続き検討することとした。
- (オ) 専門看護師教育課程基準が26単位から38単位以上への移行期にあることを踏まえて、平

成 25 年度から、看護学共通科目において臨床薬理（2 単位・30 時間）を開講できるように準備を整えた。

- (カ) 平成 23 年度修了者を対象として行った三者評価において、本研究科で付与すべき能力に合致した学びが確認できたことから、現行の教育課程・指導体制を継続することとした。

(2) 学生の確保

ア 適切な入学者選抜の実施

- (ア) 入学試験（推薦、前期、後期）種別毎の入学後の成績及び休学・退学、就職状況について比較分析した。その結果を踏まえて、小論文、面接を継続実施した。
- (イ) 入学試験の作成、保管、管理、回収については、全学体制でそれぞれの部署で責任をもって遂行した。
- (ウ) 本研究科が実施している小論文と面接による出願資格審査の方法は、書類審査のみの方法と比較して、公平性・透明性が高く、かつ審査手順に問題がないことを確認したので、これを継続実施することとした。

イ 広報活動の充実

- (ア) 広報活動対策会議の方針に基づき、オープンキャンパス等広報に関して検討し、中学生、高校生及び保護者、教員への理解度が高まるように、内容改善を行うとともに、出張式大学説明会を継続実施した。また、学生（3 年次・4 年次）は自主的に母校訪問を実施した。

内 容	開催日	参加者数等
オープンキャンパス	平成 24. 8. 5～8. 6	778 名 (H23 年度 818 名)
出張式大学説明会	平成 24. 5 月～3 月、 25 件（高校及び岐 阜県看護協会等）	543 名 (H23 年度 210 名)

- (イ) 1 年次生を対象とした「本学選択に影響を与えた媒体に関する入学時調査」を継続実施し、ホームページと大学案内冊子の利用者が多いことから充実方法を検討し、大学案内冊子の充実を行った。
- (ウ) 岐阜県看護実践研究交流集会及び本学主催の共同研究報告と討論の会において、本学の生涯学習支援事業を説明し活用を促した。また、卒業者・修了者の就業が多い病院の看護部との人材育成に関する情報交換会や、県主催の各種研修会にて、大学院での学修を勧めた。

(3) 学生支援

ア 学修支援

- (ア) 1 年、2 年次生については、学生生活委員会及び学生相談教員が行う全員を対象とした定期的個別面談から得られた課題及びニーズについて、教授会で報告した。その後教務委員会及び関連委員会、さらに各領域で協議し、継続的に学生を支援する体制を継続した。
- (イ) すべての科目における学生の授業評価及び教員の授業評価を基盤に、各評価内容を考慮した

学修支援を行った。

- (ウ) 主体的学修を促進するために開設した看護学統合演習について、卒業時到達目標の達成を目指して個々の学生が自己評価及び自己の課題の明確化をふまえて取り組むことができるように目的・内容・方法を説明し、実施した。
- (エ) 教務委員会、教養専門関連運営委員会及び各領域教員が協働でシラバスの内容を説明するとともに、課題及び事後学習について学生が主体的に学修できるように指導した。
- (オ) 平成23年度の学生生活実態調査結果に基づき、学生の自主学修に適した学内環境の整備の検討を継続し、演習室の暖房器具の増設、学生自習室のパソコン、プリンターを配備した。
- (カ) 博士前期課程2、3年次生と年度当初に懇談会を開催し、研究を進めるに当たって、職場の上司や看護管理者の理解を得るための方法を具体的に助言した。また、暖房器具を増やし、研究室の雨漏りの対応等環境整備を行った。
- (キ) 看護学特別研究について、職場の同僚・上司及び看護管理者への報告を半年に1回実施するよう指示するとともに、遠隔地の学生の利便性を高めるために、テレビ会議システムの活用を促した。

イ 学生生活支援

- (ア) 学生自治会による岐看祭及びクリスマスコンサート等の開催に際して、学生生活委員会が相談支援を行った。また、サークル顧問教員と学生生活委員によるサークル顧問会議を開催し、各サークルの状況を共有する等、学生の課外活動に対する支援の活性化を図った。
10サークル中、7サークルの顧問教員が参加した。
- (イ) 大学独自の授業料免除制度に基づき、授業料減免判定会議を開催し、経済面の支援を行った。

セメスター	人数
平成24年度前期	全額1人、半額4人
平成24年度後期	全額1人、半額5人

- (ウ) 1、2年次生の学生生活への適応を支援するため、学生生活委員会委員と学年相談教員が個別面接を実施し、課題を教員会議で共有し、学生生活を支援した。(1年次生：4-5月、2年次生：1月)。また、学生向け研修会として、若年消費者被害未然防止セミナー(6月)、交通安全セミナー(11月)、薬物乱用防止に関するセミナー(12月)、等を行った。
- (エ) 4月に定期健康診断を実施し、保健師が要精検の学生には受診勧奨、要観察の学生には個別相談・指導を行った。また、学生が主体的に健康管理できることを目指して、①定期健康診断結果の個別返却時(1~4年次)、②B型肝炎抗原抗体検査結果の個別返却時(2年次)、③小児感染症抗体検査結果の個別返却時(1年次)の各返却時に説明時間を設け、健康相談対応と健康学習支援を実施した。さらに、心の問題の場合は、個別相談をしながら、学内のカウンセリング及び学生相談教員の紹介を行った。

さらに、健康管理年報(平成24年)を作成し、全職員に配布した。

- (オ) 学生の心の問題に適切に対応するため、精神科顧問医に学生の心の問題について助言を受ける相談会を6回実施した。

[相談会](5月、6月、7月、10月、1月、3月) 相談学生数 延べ24名

- (カ) 非常勤カウンセラーによる週1回のカウンセリングの開設を継続した(利用件数26件)。
なお、緊急を要する場合は、学生相談教員部会長もしくは学生生活委員長に連絡し、早期に

対応できる体制を継続した。

- (キ) 学生の自己管理を促進するために、健康管理室保健師が時期に応じた健康に関するテーマを取り上げ「健康管理室だより」として作成し、学生掲示板に掲示し情報提供した。インフルエンザ感染予防については、流行期前の10月の健康管理室だよりのテーマを感染予防として手洗い等について、11月はインフルエンザ予防として予防方法と感染が疑われた際の対処法等について、12月はノロウイルスとして症状と予防等について周知を図った。また、健康の自己管理について1事例発生ごとに全学的に呼びかける取組を行った。

ウ 就職支援

- (ア) 就職ガイダンスは、1年次から4年次における体系的な年間計画を整備して実施した。その一貫として、2年次生及び3年次生が主体的かつ具体的に就職について考えることができるように、県内の医療施設（14施設）の参加を得て、看護部長や卒業者等による全体説明会と個別相談会を開催した（1月、2、3年次約160人参加）。また、3年次生と参加施設に就業している卒業者との交流会を開催し、各施設の研修体制や就職に向けた準備等について具体的に相談できる機会を設けた。さらに、市町村保健師の職場体験研修について、海津市と共同での開催を継続実施（2月）するとともに、各医療機関が開催しているインターンシップ研修に関する情報を随時提供した。
- (イ) 求人情報を職種・地域別にファイリングし、就職・進路支援室で継続的に情報提供をした。室内には学生用ホワイトボードや施設見学、就職体験研修などのコーナーを設けて、学生間で情報を交換できるようにした。また、自習室でのPCによる就職情報閲覧を継続実施した。
- (ウ) 就職・進路対策部会の構成教員は、看護師、保健師、助産師、養護教諭で構成し、専門性を生かした相談体制を継続した。
- (エ) 広報活動対策会議と就職・進路対策部会が連携して就職ガイダンス等を企画・実施し、学生を支援した。平成24年度の就職状況は次のとおり。

就職者数 75名
県内就職者数 38名
県内就職率 50.6%

	保健師	助産師	看護師	養護教諭	計
県内	4	6	24	4	38
県外	1	0	36	0	37
計	5	6	60	4	75

- (オ) 看護師・保健師国家試験WEB版の継続活用とともに、自己学習の場として演習室を提供した。

<国家試験合格率（平成25年3月卒）>

	合格率	全国合格率
保健師	100%	97.5%
看護師	98.8%	94.1%
助産師	100%	98.9%

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性

ア 機能看護学領域においては、学士課程卒業者のマネジメント能力の育成過程を分析し基礎教育方法について学術集会に報告した。

育成期看護学領域においては、小児看護学におけるアセスメント及び技術の教育方法、助産師学生のCTG判読能力育成方法について学術集会で報告した。

イ 共同研究課題は慢性疾患等の看護3題、精神疾患の看護2題、在宅療養支援3題、高齢者の看護2題、育成期の看護4題、看護職人材育成5題等計20題を実施した。対象施設は56施設、参加看護職等は155名であった。発表の場である「共同研究報告と討論の会」では発表後に現場の看護職者と教員による討議を行い、看護実践改善への意見交換を行った。

(2) 研究の水準の向上と成果の公表

ア 活性化対策として、看護教育、看護実践に関する研究を学会や学会誌に報告することを教員会議で呼びかけた。その結果、紀要第13巻1号への掲載は、巻頭言、原著4編、研究報告3編、資料4編で、昨年度と比べ原著が3編増加し、総数も11篇と増加した。

学会誌等への論文掲載は9編で昨年と同じであったが、看護系学会学術集会への発表は41編（欧文発表5編）で昨年より1編多かった。

イ 1名が海外研修支援事業を活用して、国際看護系学術集会への研究発表を行った。全体では海外で開催された看護系学術集会への発表が5編あった。

ウ FD委員会が科研申請計画書3事例を基に研修会を9月に2回開催し、参加した教員は50名（参加率98%）であった。

文部科学省科学研究費補助金の新規応募資格者42名中、申請者数は11名（26%）であった。

各種研究助成に関する公募情報をメールで14件提供した。

エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書はPDF化し、ホームページで公開している。平成24年度は9月3日から11月2日までパブリックコメントを実施した。コメントはなかったが閲覧件数は235件あった。

オ 修士論文について紀要への投稿は6編あり、5編が掲載された。

(3) 研究倫理の遵守

ア 研究倫理審査部会を6、9、11、2月の4回開催し、35件の倫理審査を行った。33件が承認、2件は不承認となった。

イ 倫理審査申請書として、「ロールプレイ演習における学生の周術期看護の学びと教育上の課題」「領域別実習における実践と理論の統合へ支援方法の検討」が提出され、それぞれ審査し承認した。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給

ア 1月に2・3年次生160名を対象に県内14医療機関就職ガイダンスを看護部長、卒業者の出席を得て行った。学生の参加者は、全体説明会は150名、各施設単位の個別相談は50

名、卒業者との交流会は30名であった。

9月開催の岐阜県看護実践研究交流集会を全学生に周知し10名が参加した。2月開催の共同研究報告と討論の会へも同様に全学生に周知し10名が参加した。

- イ 1月の県内医療機関就職ガイダンス時に、出席した医療機関看護部長12名と学長、学部長、研究科長、就職進路対策部会長と懇談会を開催し、卒業者の活躍状況、大学としての支援方法、県内就職促進に向けた対策について意見交換を行った。
- ウ 助産師、養護教諭、保健師として活動している卒業者から3課題の応募があり、それぞれ課題ごとに支援教員を2名を選出し、1年間研究の指導助言を行った。
- エ 7月21日、11月17日に同窓会と協働で「看護実践を語る会」を開催し、卒業者延38名の参加があった。開催状況をホームページに掲載した。
- オ 専門看護師課程修了生3名が認定試験を受験し合格した。受験する過程において第1期合格者及び教員との受験への情報交換を積極的に進めた。その支援過程を基に、自施設での看護活動を充実させていくための方法に繋がるように助言した。

(2) 看護生涯学習支援体制の充実

- ア 今年度より紀要へ修士論文の投稿を可能にしたが、その際指導教員は共著者として、論文の推敲について助言・指導を行い、その過程において看護実践改革に向けた能力の育成を支援した。今後も修士論文の紀要への投稿を呼びかけながら、修了者の看護実践改革に向けた能力を支援することとした。
- イ 課題ごとに共同研究継続の必要性を検討した結果、現地看護職のみで自律して研究継続ができる等から、継続年数5年以上の課題は12題から7題に減少し、新規課題が5題から7題に増加した。

また、従来から実施してきた共同研究1課題（退院支援に関する課題）については、看護実践研究指導事業で行うこととなった。なお、県内医療機関等が共同研究への参画を進める必要があると考えられるため、県内の保健・医療・福祉機関の看護職者を対象に、看護研究の支援方法の開発に関する看護実践研究指導事業を行った。
- ウ 第10回岐阜県看護実践研究交流集会を9月15日に共催し、160名の参加があった。交流会会員の発表演題15題のうち8演題は本学教員が研究支援を行っている看護実践課題であった。開催にあたっては交流会員が行う運営を支援した。平成23年度修了院生の修士論文報告9題の座長を指導教員が行い、意見交換の推進を支援した。

また、岐阜県看護実践研究交流会の会員に行う研究支援事業を14課題について行った。

- エ 文献ガイダンスの対象を、県内医療機関への支援の観点から、県内在住又は在勤者から県内在勤者とした。また、学生ガイダンス時にはアンケート調査を実施し、利用者の要望に対する回答を学生掲示板に掲示し、利用者の声に適切に対応した。

他大学や専門学校の学生など看護職者以外の一般利用者（1264名）の図書館利用があった。

(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応

- ア 岐阜県が3月に開催した岐阜県看護管理者研修会において、本学が行っている専門看護師養成とその効果的な支援方法について教員が講演し、岐阜県内専門看護師及び修士課程修了者の育成と活用について看護管理者と検討した。

イ 「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」「就職ガイダンス時の懇談会」等に看護管理者と専門看護師コース及び大学院修了生の需要について、本学の教員の専門性との関連を考慮しながら意見交換した。

ウ 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜県看護協会の「看護人材に関する三者連絡協議会」において、高度実践看護職者の充足と育成について協議会委員と意見交換を行った。

(4) 県の看護政策推進への寄与

ア 看護師等の確保等に関する施策に対する県の看護師等就業協力委員、岐阜県福祉サービス第三者評価推進会議、岐阜県保健医療推進協議会委員、岐阜県がん診療連携拠点病院支援委員会委員に就任し、県施策に対して協力した。県が行う「新任保健師研修会」、保健師対象の「ステップアップ後期研修会」、「保健師実習指導者講習会」の企画運営を行った。

看護実践指導事業のうち「利用者ニーズを基盤にした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」は県医療整備課、「管理的立場にある保健師の抱える課題に基づく保健師管理者研修プログラム」は県保健医療課と連携して行った。

イ 保健師や看護師等の研修について、企画・運営等の支援を行った。

研修名等	対象者等
医療的ケア専門研修	特別支援学校の看護講師
障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解	教職員免許更新講習
保健室経営の充実	
高齢者権利擁護に係る看護実務者研修	高齢者福祉施設看護職員
認定看護管理者教育委員会委員の講師	岐阜県看護協会主催
ファーストレベル教育課程の講師	

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

(1) 適正な教育研究組織及び教員配置

ア 4看護専門領域責任教員と看護研究センター責任教員からなる「領域責任者会議」を2回開催し、教員の教育・研究環境に関して意見交換し、運営体制を強化した。

領域責任者は領域内の教員について、大学院博士前期及び後期課程の未就学教員を把握し、学習支援について個別指導を行った。

イ 採用時、大学院博士前期及び博士後期課程が未就学の場合は、それぞれ修学計画を求めた。

ウ 非常勤講師を採用する場合は、教育効果を検討し、本学の教育目標に適合する教員の確保に努めた。学科においては「日本語表現」「地球環境論」「倫理学」「文学と人間」の非常勤講師を、上記の方針に基づき、採用した。

大学院においては特に看護専門性を審議し、大学院修了者、看護管理者等を非常勤講師として採用した。

エ 看護学実習の開始前と終了時以外に、実習中に責任教員、実習学生、施設側指導者、看護実習指導者等とのカンファレンスを実習計画の中に定期的に取り入れ、学習成果の共有と課題の解決を行った。

(2) 教員の能力向上

ア F D活動として次の企画を行い、ほぼ全職員が参加した。

- ・「本学の教育理念を具現化するための学士課程教育のあり方」
- ・「他大学の初年次教育の報告と本学の専門関連科目の報告」
- ・「実習における実践と理論の統合」又は「学習における基礎能力向上のための教員のかかわりへの討議」
- ・「青年期のうつおよび学習障がい・発達障がいを捉えた学生生活支援」
- ・「成績評価に関する研修会」

イ 領域実習及び卒業研究の実習終了後に、各領域での振り返りを行い、その後本学担当教員と個々の施設看護責任者・実習指導看護職と意見交換し、看護学生の指導方法について、意見交換し次年度への実習教育体制について対応策を検討した。

(3) 外部諸機関との連携

ア 看護実践研究指導事業として「看護現場における看護実践の改善・改革を推進する看護研究の支援方法の開発」を行った。講義・グループワーク形式で行い、県内保健・医療・福祉施設42の参加があり、看護課題を研究的に取り組む体制を支援した。

イ 羽島市民病院、岐阜県総合医療センター、県立多治見病院、久美愛厚生病院において、看護部長、副看護部長、本学卒業生延40名と学長、学部長、領域責任者と、看護実践能力の研修方法について意見交換し、課題を検討した。

<業務運営の改善及び効率化の状況>

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 業務運営体制の構築

ア 経営戦略会議において、経営戦略方針（目的積立金に係る活用方針）を検討し、経営審議会の審議を経て、理事会で決定した。

イ 労働契約法の改正を踏まえ、人事管理対策会議で雇用方針の見直しの検討を行い、事務局契約職員に対する法律改正の対応方針を決定した。

また、人事管理対策会議において、本学が求める事務職員像を検討した。

(2) 外部意見の反映

「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」を6月に開催し、意見交換を行うとともに、議事内容をホームページで公開した。

(3) 業務運営の適正化

ア 法人監事（公認会計士）の協力を得て、文部科学省科学研究費補助金の内部監査を9月に実施し、科学研究費補助金の会計処理が適正に行われていたことが確認された。

イ 法人の人事管理対策会議において、内部監査に係る事務職員の育成方針を検討するとともに、監事（公認会計士）に対しても意見を聴取し、内部監査に係る事務職員の育成方針（研修計画を含む。）を作成した。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

ア 教員

- (ア) 7月に、健康状況調査を実施し、産業医に結果を報告した。
- (イ) 職場環境の状況を把握するために12月に産業医とともに職場巡視を実施した。衛生委員会は3月に開催し、職員の健康管理に努めた。

イ 事務職員

- (ア) 平成23年度の法人職員採用試験の反省点を明確にし、24年度は、当初の計画どおりに新規採用職員（大卒程度）を1名募集し、採用試験を実施した結果、事務職員1名を採用した。

1次試験実施日 5月27日

2次試験実施日 6月17日

3次試験実施日 7月 8日

- (イ) プロパー職員採用計画等を基に、採用職員の年齢階層や事務局内の人事異動等の検討を行った。

(2) 評価制度の構築

事務局職員の評価については、評価基本方針に沿った評価を実施した。また、教員の評価制度については、評価制度構築スケジュールを作成した。

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 実施体制の充実

各種労働法改正説明会に参加して労働契約法改正情報を収集するとともに、課長補佐2名で構成するワーキンググループを5回開催し、契約職員の雇用方針を検討した。

(2) 事務の効率化

ア 会計規程を検証し、債務負担行為の取扱いについて規程で明確に定めた。

イ 職員に対して、業務マニュアルの作成の必要性を継続して呼びかけて、以下の業務マニュアルを作成した。

- ・図書館カウンターマニュアル
- ・図書館文献複写マニュアル
- ・旅費マニュアル
- ・理事会開催マニュアル

外 8 マニュアル

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 危機管理に関するマニュアル作成と体制の確立

ア 危機管理マニュアル案（地震、風水害、不審者、火災、安否確認）を作成した。

イ 教職員及び学生（4年次生）に対し、各自の携帯電話を使用した安否確認訓練を試行した。

実施日	時間	対 象
6月12日	20時	事務職員（27名）
8月30日	20時	教員（50名）
10月19日	12時30分	4年次生（81名）

（2）安全環境の確保と指導

ア 職員による施設の状況調査を2月に実施し、修繕が必要な設備等を把握し、次年度の修繕計画を作成した。

イ 11月に消防訓練を実施し、教職員及び1年次生が参加した。なお、学生は4チームに別れ、チームごとに避難状況を自衛消防隊本部に報告する役割を担うとともに、水消火器を使用した初期消火訓練を行った。

参加者

1年次生 80名中78名参加

教職員 79名中50名参加

（3）健康危機管理と対策

ア インフルエンザ等、学校感染症の情報を収集し、11月から2月にかけて大学・管理運営会議で情報提供した。また、インフルエンザの流行期には、学内の洗面所、各出入り口に手指消毒液を配備した。

また、10月には保健師が健康管理室を訪れる学生に対してインフルエンザの早期予防接種を呼びかけるとともに、国家試験を控えた4年次生全員に接種するよう指導した。

イ 学校感染症フロー図を健康管理室と共有し、学生の感染症（ノロウイルス、インフルエンザ）のり患時には、当該フロー図に従い対応した。

（4）情報セキュリティポリシーの確立

情報セキュリティ対策基準案、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領案、個人情報保護チェックシート案を作成した。

<財務内容の改善の状況>

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

（1）外部資金の獲得

外部資金確保対策会議において、寄付金の取扱いを検討し、3月に寄付金取扱規程として制定した。

（2）その他自己収入の確保

経営戦略会議において、受益者負担に係る基本方針を作成した。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- (1) 電気使用量について、毎月大学管理・運営会議及び教授会で報告を行った。また、掲示により学生に対し意識付けを行った。
- (2) 清掃業務など複数年契約導入により、管理的経費については、対前年比5%削減できた。
- (3) 物品のインターネット購入導入の検討を行ったが、不正使用のチェック体制に課題があり、継続して検討することとなった。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

平成23年度に金融機関へ預け入れた定期預金（長期運用資金及び短期運用資金）を適切に運用するとともに、満期解約にともない、12月に新たに1年満期の定期預金で運用した。

<自己点検・評価及び情報提供の状況>

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

- (1) 経営戦略会議において全委員会、全領域に関する自己点検評価報告書の内容を検討した。また、それぞれ経営審議会及び教育研究審議会で審議を経て、平成22・23年度自己点検評価報告書を作成した。
- (2) 経営戦略会議において、大学基準協会の助言事項に対する進捗状況の確認を行った。なお、助言事項5件のうち2件を改善した。

<改善した内容>

- ・学生に対する授業評価の結果公表
- ・大学院担当資格教員の選考内規

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

年度計画、理事会等の議事概要、財務状況を公表した。また、財務諸表の公表にあたっては、用語の説明等を記載した概要資料を公表した。

<その他業務運営に関する重要事項の状況>

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- (1) 岐阜県立看護大学図書館資料収集方針及び岐阜県立看護大学図書館収蔵計画を策定し、購入や除籍などを適切に進めた
- (2) 図書館の暖房対策に関しては、北側閲覧席への足元暖房「暖カウンター」の試験設置と業者による説明会など、熱源追加の方策について検討を進めた。

2 倫理に関する目標を達成するための措置

- (1) 教授会及び情報セキュリティ研修において、個人情報取扱マニュアルの説明を行い、意識付けを行った。

研修会 12月6日

教員 52名中43名参加

事務職員 14名中10名参加（契約職員を除く。）

なお、研修に参加できなかった職員及び契約職員に対しては、事務職員が講師として研修を行い、研修の充実に努めた。

研修日：1月11日

教員9名

事務職員 4名

契約職員 5名

また、教員会議においても、他大学の個人情報の紛失についてや個人情報取扱マニュアルを説明し、各自が管理する個人情報の管理の徹底を図った。

(2) 学生（1年次生）向けハラスメント研修会を5月に実施した。参加者に対しては研修会終了後にアンケート調査を実施した。

・学生向け研修会 学生79名

教職員に対しては、利益相反に関する研修会を12月に開催した。

・利益相反研修会 教職員62名

(3) 文部科学省科学研究費補助金に関する教員向け手引書(科研費使用マニュアル)を作成した。

(4) 利益相反に関する方針を人権倫理対策会議で検討し、利益相反管理規程、利益相反マネジメントポリシー、利益相反実施要領を3月に策定した。

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

(1) 省エネルギー計画作成のため、作成手順の項目出しを行った。

(2) 法人の環境対策会議で検討し、「岐阜県立看護大学環境方針」を策定した。

<予算、収支計画及び資金計画>

1 予算

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差 額
収入			
運営費交付金	671	604	△67
自己収入	234	237	3
授業料等収入	220	221	1
雑収入	14	16	2
寄付金収入	1	0	△1
目的積立金取崩額	5	3	△2
計	911	845	△66
支出			
業務費	862	752	△110
教育研究経費	232	197	△35
人件費	630	555	△75
一般管理費	49	41	△8
計	911	794	△117

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差 額
費用の部	906	825	△81
經常費用	906	825	△81
業務費	811	740	△71
教育研究経費	181	183	2
人件費	630	536	△94
一般管理費	48	41	△7
財務費用	1	1	0
雑損	0	0	0
減価償却費	46	41	△5
臨時損失	0	0	0
収益の部	901	871	△30
經常収益	901	869	△32
運営費交付金収益	671	600	△71
授業料等収益	189	210	21
寄付金収益	1	1	0
財務収益	0	0	0
雑益	14	17	3
資産見返運営費交付金等戻入	1	0	△1
資産見返物品受贈額戻入	25	39	14
臨時利益	0	1	1
純利益	△5	45	50
目的積立金取崩額益	5	3	△2
総利益	0	49	49

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差 額
資金支出	9 1 1	9 0 4	△ 7
業務活動による支出	8 7 8	7 6 7	△ 1 1 1
投資活動による支出	1 3	2 8	1 5
財務活動による支出	2 0	1 6	△ 4
次期への繰越金	0	9 0	9 0
資金収入	9 1 1	9 0 4	△ 7
業務活動による収入	9 1 1	8 3 6	△ 7 5
運営費交付金による収入	6 7 1	5 9 8	△ 7 3
授業料等による収入	2 2 0	2 1 9	△ 1
寄付金収入	1	0	△ 1
その他の収入	1 4	1 8	4
目的積立金取崩収入	5	0	△ 5
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前期からの繰越金	0	6 7	6 7

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

<短期借入金>

該当なし

<重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画>

該当なし

<剰余金の使途>

平成22、23年度の剰余金を合わせた9千万円を目的積立金とし、このうち350万円を取り崩して、教育研究の質の向上、組織運営、施設設備の改善に充てた。

使途の内容 実習室関係備品整備費、卒業者研究支援事業費、海外研修費、災害用備蓄品の購入等

<岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成22年岐阜県規則第47号）で定める業務運営に関する事項>

1 施設及び設備に関する計画

該当なし

2 人事に関する計画

人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担 該当なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画 該当なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項 該当なし

公立大学法人岐阜県立看護大学運営組織図

